

# 北海道建築行政マネジメント計画（改訂）

平成27年6月

北海道  
道内限定特定行政庁

## 目 次

I	背景と目的	1
II	計画期間	1
III	マネジメント計画の公表	1
IV	進捗状況等の把握と公表	1
V	取り組みの見直しと継続的改善	2
VI	目標及び推進すべき施策	2
1	建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	2
	(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
	(2) 中間検査・完了検査の徹底	
	(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
2	指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	3
	(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
	(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3	違反建築物等への対策の徹底	4
	(1) 違反建築物対策の徹底	
	(2) 違法設置昇降機の対策の徹底	
4	建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	5
	(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進	
	(2) 建築物の耐震診断・改修の促進	
	(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進	
5	事故・災害時の対応	7
6	消費者への対応	7
7	執行業務体制の整備	8
	(1) 内部組織の執行体制	
	(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制	
	(3) 建築確認・検査等に係るデータベースの整備	

### ※道内限定特定行政庁

岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、北斗市、石狩市、当別町、七飯町、余市町、長沼町、上富良野町、美幌町、遠軽町、白老町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町、厚岸町、中標津町、東神楽町

# 北海道建築行政マネジメント計画

## I 背景と目的

平成10年6月、建築基準法の改正により建築物の安全性等の確保に取り組むこととし、平成11年10月、道においては「北海道建築物安全安心実施計画」を策定し、建築基準法の実効性を高める取り組みを進め、検査率の大幅な向上を図ってきたところであるが、その後、構造計算書偽装問題や重大事故の発生等を受け、構造計算適合性判定の導入や定期報告制度の見直し等の制度改正が行われた。また、平成22年6月、建築確認手続き等の運用改善に関して建築基準法施行規則の改正が行われ、これを踏まえ平成23年3月、道及び限定特定行政庁は「北海道建築行政マネジメント計画」を策定し、建築物の安全性を確保するための取り組みを指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体と連携して推進し、確認審査日数の短縮や完了検査率の向上などに一定の成果をあげてきたところである。

さらに、確認審査日数の短縮化に向け、平成26年の建築基準法改正により構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改められた。

このような昨今の建築行政を取り巻く環境を踏まえ、円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取り組みとして、指定確認検査機関、指定構造計算適合判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体等と連携し、当該施策に重点的に取り組み、その結果を検証することが必要である。

このため、北海道及び限定特定行政庁は北海道建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」という。）の見直しを行い、引き続き本計画に基づく取り組みを進めることとする。

## II 計画期間

平成27年度から平成31年度まで

## III マネジメント計画の公表

策定されたマネジメント計画は、目標を周知し、その達成を確実なものとするためにも広く公表し、理解と協力を求めることが必要である。そのため、北海道建設部住宅局建築指導課ホームページ等で公表するとともに、必要に応じて、説明会等を利用して関係者に周知する。

## IV 進捗状況等の把握と公表

進捗状況等について、基本的に、毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、その達成状況等を公表する。

## V 取り組みの見直しと継続的改善

進捗状況を踏まえて、適宜、具体的な取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど継続的な改善を図る。

## VI 目標及び推進すべき施策

### 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

#### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

##### 【目標】

○適確な審査の徹底

○構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値※について35日以内を目指す。

※：「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

##### 【施策】

北海道・限定特定行政庁	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"><li>・確認審査等の指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施（北海道・限特）</li><li>・指定構造計算適合性判定機関、設計者との情報交換等による円滑な確認審査の実施（北海道・限特）</li><li>・データベース等を活用した設計者の適格性の確認（北海道）</li><li>・日本建築行政会議等を通じた運用の円滑化（北海道・限特）</li><li>・北海道、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、関係団体との意見交換を通じた円滑な確認審査の推進（北海道・限特）</li><li>・審査担当者の審査技術向上の取り組み（北海道・限特）</li></ul>	<p>【指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・確認審査等の指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施</li><li>・北海道及び特定行政庁、設計者との積極的な情報交換等による円滑な確認審査の実施</li><li>・日本建築行政会議等を通じた運用の円滑化</li><li>・北海道、特定行政庁、関係機関との意見交換を通じた円滑な確認審査の推進</li><li>・審査担当者の審査技術向上の取り組み</li></ul>

#### (2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

##### 【目標】

○完了検査の完全実施を目指す

【施策】

北海道・限定特定行政庁	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未受検建築物に対する督促等の実施（北海道・限特）</li> <li>・検査済証活用方策の検討と活用依頼の実施（北海道・限特）</li> <li>・消費者等に対する検査制度への意識啓発（北海道・限特）</li> </ul>	<p>【建築関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員等に対し検査手続きの遵守の徹底について周知（HP、各種会議、講習会、広報誌等）</li> </ul>

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者による工事監理が適確に行われることが重要である。このため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取り組みを行う。

【目標】

- 工事監理者選定割合の向上
- 適正な工事監理の推進

【施策】

北海道・限定特定行政庁	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底（北海道・限特）</li> <li>・データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認（北海道）</li> <li>・工事監理報告書（建築士法第20条第3項）の報告義務の徹底（北海道）</li> <li>・工事監理ガイドラインの周知（北海道）</li> <li>・建築主向けの建築基準法第5条の4（建築物の設計及び工事監理）の周知（北海道・限特）</li> </ul>	<p>【指定確認検査機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底</li> </ul> <p>【建築関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員等に対し、講習会、会議及び広報誌等により工事監理業務を周知</li> </ul>

2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、北海道知事指定の指定確認検査機関及び北海道知事が委任した指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。

【目標】

- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底

【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準に基づく指導・監督や処分の徹底</li> <li>・指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施</li> <li>・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等の公表</li> </ul>	<p>【特定行政庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定行政庁所在地の指定確認検査機関について、北海道との共同による立入検査の実施</li> </ul>

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

【目標】

- 建築士事務所への計画的な立入検査の実施
- 建築士・建築士事務所の指導強化

【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士及び建築士事務所への指導・監督や処分の徹底</li> <li>・建築士事務所への立入検査の実施</li> <li>・管理建築士講習・建築士定期講習の受講、業務報告書の提出の周知徹底</li> <li>・構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士制度への円滑な対応支援</li> <li>・道が所管する建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表</li> </ul>	<p>【建築関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP、各種講習会及び広報誌等により管理建築士講習・建築士定期講習、業務報告書の提出について周知</li> </ul> <p>【(一社)北海道建築士事務所協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理建築士向け研修会開催による管理建築士の資質向上</li> <li>・建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修の実施</li> <li>・業務報酬基準の周知</li> </ul>

3 違反建築物等への対策の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

道内で発生した認知症高齢者グループホーム火災などを踏まえて、道民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的に推進する。

【目標】

- 違反建築物対策の徹底

【施策】

北海道・限定特定行政庁	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反建築物のパトロールの実施（北海道・限特）</li> <li>・違反建築物に係る是正・指導の徹底（北海道・限特）</li> <li>・警察、消防、福祉等の関係機関との情報共有及び連携した対応（事故や違反の未然防止含む）（北海道・限特）</li> <li>・違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施（北海道・限特）</li> <li>・関連する他法令（都市計画法、建設業法、農地法等）や建設に係る補助担当部局との情報共有化及び連携した対応（北海道・限特）</li> </ul>	<p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道が行う違反建築物パトロール等への同行</li> <li>・違反に関与した設計事務所や建設業者等の情報提供</li> </ul>

(2) 違法設置昇降機の対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーターについては、情報の受付窓口を設置するとともに、労働基準監督署、北海道労働局との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合に所要の措置を講じるよう徹底する。

【目標】

○違法設置昇降機対策の徹底

【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法設置エレベーターに係る情報受付窓口の設置</li> <li>・労働基準監督署等と連携しつつ、情報を把握した場合の所要の措置の実施の徹底</li> </ul>	<p>【北海道労働局、労働基準監督署】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法設置エレベーターの情報の共有化</li> <li>・連携した是正指導</li> </ul>

4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、定期検査報告の徹底により、昇降機や遊戯施設、建築設備について安全性確保を促進する。

定期報告の履行の徹底にあたっては、データベース等の活用により実効性が上がるよう取り組む。

【目標】

○定期報告率の向上

【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物及び昇降機等の定期報告制度の周知徹底</li> <li>・ 未報告建築物等の所有者等に対する督促の徹底</li> <li>・ 建築防災週間など、未報告建築物に対する立入検査の実施</li> <li>・ 報告内容を踏まえた是正指導の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【建築所有者団体等（商工会、旅館業、組合等）】</li> <li>・ 定期報告率の低い特殊建築物に関連する団体等に対し、定期報告制度や適正な維持管理について周知を協力</li> <li>【市町村】</li> <li>・ 道が行う未報告建築物等の立入調査への同行</li> </ul>

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

地震防災対策の必要性及び耐震改修促進計画等を踏まえて、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進するとともに、耐震診断基準に満たない建築物の耐震改修を促進する。

【目標】

○建築物の耐震化率の向上

【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断・耐震改修促進に係る各種支援施策の実施、及び助成制度の普及</li> <li>・ 多数利用建築物の耐震化状況に係る台帳整備</li> <li>・ 公共建築物の耐震化状況の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・ 住民に対する住宅の耐震化の要請</li> <li>・ 耐震診断・耐震改修に係る支援制度の創設</li> <li>・ 公共建築物の耐震化状況の公表</li> <li>【(所管行政庁)】</li> <li>・ 多数利用建築物の耐震化状況に係る台帳整備</li> <li>・ 建築物所有者等に対する耐震化促進の要請・指導</li> <li>【建築関係団体】</li> <li>・ 会員に対する技術講習会受講要請や講習会の開催</li> </ul>

(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。

【目標】

○アスベスト対策の推進

【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベスト対策の周知徹底</li> <li>・ アスベスト除却費用等の助成制度の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市町村】</li> <li>・ 現地指導の実施協力</li> </ul>



	・助成制度の創設
--	----------

## 5 事故・災害時の対応

(1) 道内で発生したエレベーター事故、認知症高齢者グループホーム火災などの建築物等に係る事故が発生していることに鑑み、事故発生時における警察等との連携による迅速かつ適確な対応や、類似事故の防止に努める。

### 【目標】

○事故対応の迅速化及び類似事故の再発防止

### 【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施</li> <li>・事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省への情報提供</li> <li>・同様の事故を未然に防止する観点からの緊急点検等の迅速かつ適確な実施</li> <li>・関係団体等に対する注意喚起や事故防止策の指導</li> </ul>	<p><b>【警察】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故現場等への立入検査対応</li> <li>・原因究明のための情報提供</li> </ul> <p><b>【関係団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意喚起や事故防止策の徹底について会員へ周知</li> </ul>

(2) 迅速な災害対応を可能とする体制整備を図る。

### 【目標】

○北海道震災建築物応急危険度判定士の確保

### 【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時の応急危険度判定対応体制の整備</li> <li>・応急危険度判定資格者の確保及び判定技術の向上</li> </ul>	<p><b>【市町村】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定実施本部マニュアル等を策定するとともに、応急危険度判定士登録者数の確保や講習会等の受講要請についての協力</li> </ul> <p><b>【応急危険度判定全道連絡協議会構成の建築関係団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定士登録者数の確保や講習会等の受講要請についての協力</li> </ul>

## 6 消費者への対応

消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費者部局との連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【目標】

○消費者への適切な情報提供

【施策】

北海道	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"><li>・消費者部局との連携</li><li>・各住宅相談実施機関との情報共有による適切な助言や対応の推進</li><li>・消費者が建築士・建築士事務所を選択できるための情報提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【市町村・消費者部局】</li><li>・各住宅相談実施機関との情報共有による適切な助言や対応の推進</li><li>【建築関係団体】</li><li>・建築物に関する相談対応、住情報提供、相談件数及び主な相談内容の公表</li></ul>

7 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要である。  
特に、建築主事の将来の配置状況を踏まえた執行業務体制の検討が必要である。

【目標】

○審査担当者の審査技術の向上

【施策】

北海道・限定特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"><li>・審査担当者の審査技術向上の取組み（再掲）（北海道・限特）</li><li>・建築基準適合判定資格者確保など、職員の長期的な視点からの人材育成（北海道・限特）</li></ul>

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築物等の安全性確保に向け、以下の関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る。

- ① 警察、消防、福祉等の関係機関
- ② 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関
- ③ 建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体
- ④ 建築士会・建築士事務所協会
- ⑤ 専門技術者団体
- ⑥ 日本建築行政会議
- ⑦ その他の協力団体（市民団体、NPO等）

(3) 建築確認・検査等に係るデータベースの整備

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。

このため、道及び限定特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜、実態

把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行う。

【目標】

○建築確認・検査等に係るデータベースの整備

【施策】

北海道・限定特定行政庁	関係団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築確認・検査、定期報告のデータベースの適切な維持管理及び分析による課題抽出（北海道・一部限特）</li><li>・ 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化（北海道）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【（一社）北海道建築士事務所協会】</li><li>・ 建築士事務所データベースの適切な維持管理</li><li>【（一社）北海道建築士会】</li><li>・ 建築士データベースの適切な維持管理</li></ul>